

国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者は毎年所得申告が必要です

申告を忘れると、保険税(料)や高額医療費の算定に不利益が生じる場合があります。

【申告が必要な人】

- ・16歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主
- ・後期高齢者医療制度加入者
- ※国民健康保険・後期高齢者医療制度に未加入の世帯主、加入者で配偶者控除・扶養控除の対象者、所得がない人も申告が必要です。

【申告が不要な人】

- ・確定申告、市・県民税申告をした人
- ・市役所に給与支払報告書、公的年金等支払報告書が提出されている人

【申告方法】

- ①平成30年1月1日現在、本市に住民登録があった人は、4・5ページで申告日程と会場、申告時に必要なもの等を確認し、期間内に済ませるようにしましょう。
- ②平成29年1月2日以降に本市へ転入した人は平成29年1月1日に住民登録していた市町村へ申告してください。

医療費抑制のためにできること

○自主的な健康づくりに取り組みましょう

健康維持のためには、日頃から適度な運動やバランスの良い食生活を心がけることが大切です。市では、自主的な健康づくりをサポートをする「はにぼんチャレンジ」を行っています。特定健診やがん検診を受け、健康講座などに参加してポイントを集めながら、健康を意識した生活を送りましょう。集めたポイントは賞品と交換できます。※詳細は市ホームページ又は保険課へ。

○ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品は、後発医薬品のため安価で、安全性の認められた医薬品です。高血圧や糖尿病などで継続的に服薬している人や、複数の薬を服用している人は、薬代の個人負担を減らす効果が大きくなります。市では、1か月当たりの自己負担額の差額に300円以上効果が見込まれる人に、年2回(10月・3月)差額通知を郵送しています。1か月の差額は少なくとも一生では大きな節約になりますので、参考してください。ジェネリック医薬品へ変更することに不安がある場合は、かかりつけ医や薬剤師に相談してみましょう。短期間だけ試してみることも可能です。ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼付して医療機関の窓口で意思表示ができますのでぜひご利用ください。

○交通事故や仕事での負傷は保険証が使えない場合があるため注意しましょう

交通事故等の第三者から受けただけ等の治療費は、加害者に支払義務があります。保険証を使用して医療機関を受診した場合には、市から加害者等へ求償手続きを行う必要があるため、必ず保険課へご連絡ください。なお、仕事や通勤中のけがで労災が適用になる場合、保険証は使用できません。

○同じ病気で複数の医療機関を受診するのはやめましょう

医師の紹介ではなく自己判断で複数の医療機関を受診すると、何度も同じ検査や処置、投薬などを行うことになり体に負担がかかります。治療に対する不安や疑問があるときは、かかりつけ医に相談してみましょう。また、かかりつけ薬局やお薬手帳を活用して薬の重複や飲み合わせにも注意しましょう。なお、病院等で治療中のけが等と同じ理由で接骨院・整骨院にかかった場合は、保険証は使用できません。

■医療費の還付金詐欺電話が増えています！

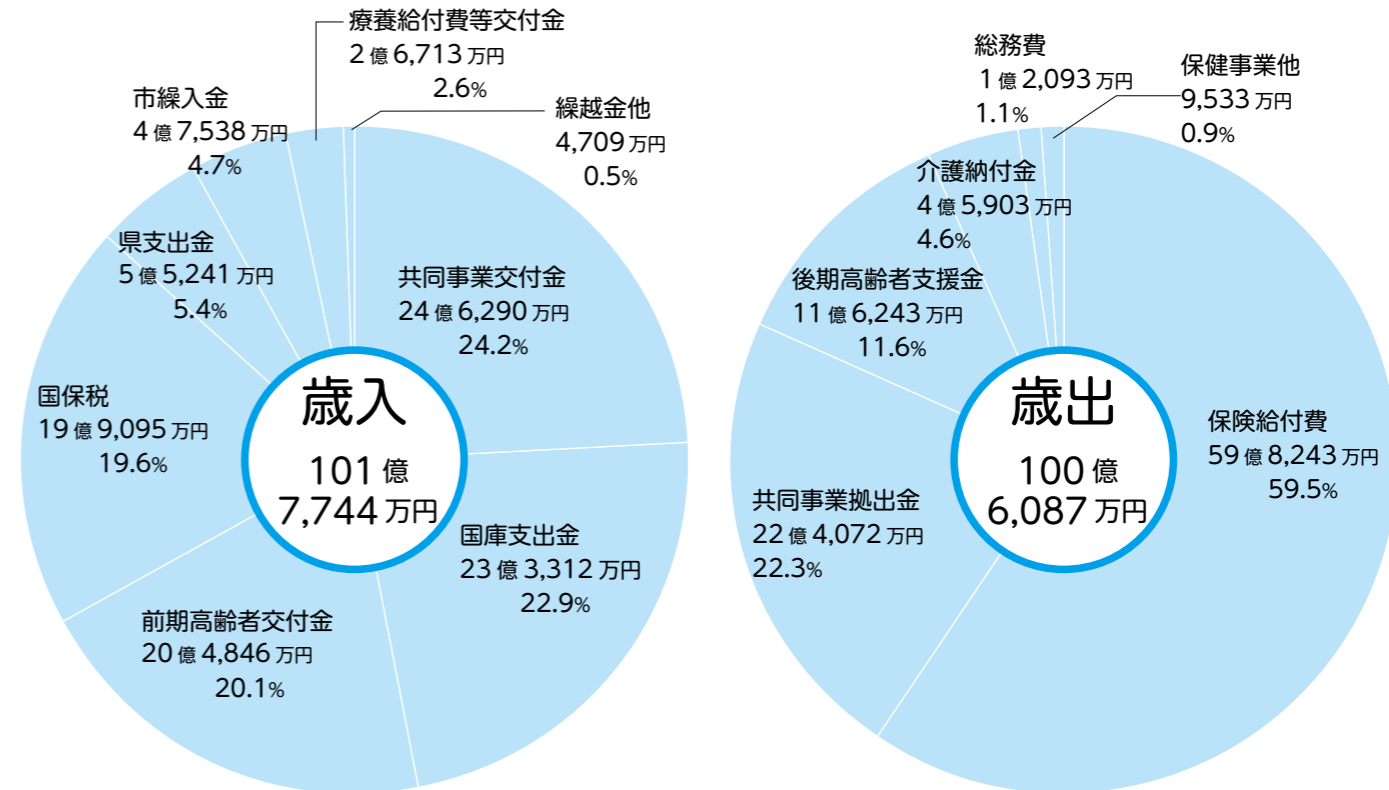
市役所の職員を名乗り、累積医療費等の還付があるという理由で、銀行やコンビニ等のATMへ誘導する電話が増えています。市役所からATMへ行くように指示することは絶対にありませんので、ご注意ください。

平成28年度の後期高齢者医療制度加入状況			
被保険者数(加入者)	埼玉県全体	78万7,986人	
	本庄市	9,707人	
本庄市の保険料	収納額	5億7,323万円	
	医療費		
医療費	埼玉県	全体	6,597億8,975万円
		1人当たり	84万円
	本庄市	全体	92億424万円
		1人当たり	95万円

75歳からの医療保険は「後期高齢者医療制度」です

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人が65歳から74歳の人で一定の障害がある場合、埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人が対象です。

埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、財源は、現役世代が加入する医療保険からの後期高齢者支援金が4割、公費(国34%、県8%、市町村8%)が5割、残りの1割を加入者の保険料で賄っています。



平成28年度 国民健康保険 特別会計決算状況

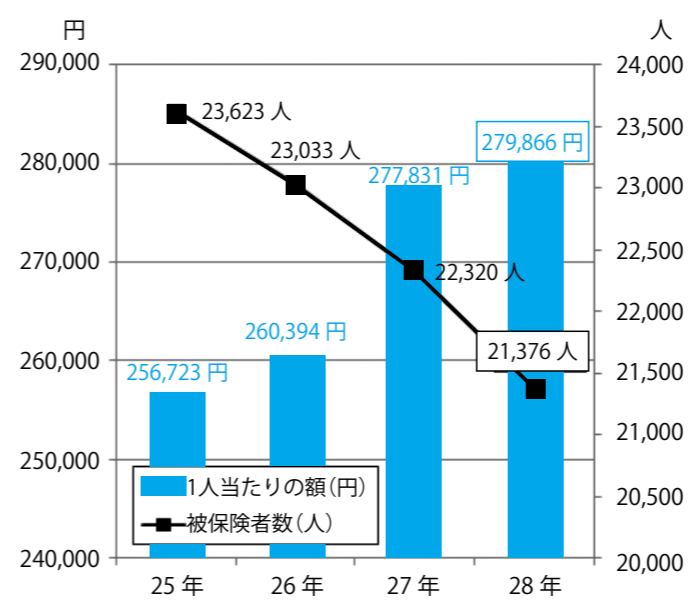
歳入・歳出の内容は

平成28年度の歳入合計は、101億7,744万円、歳出合計は、100億6,087万円。前年と比べ歳入は約3%、歳出は約4%の減となりました。

歳入は、国や県からの負担金である国庫支出金・県支出金・その他交付金等が全体の約8割を占めています。そのうち、高額な医療費を支えるための共同事業交付金は、前年度と比べ8%増額となりました。一方、重要な自主財源である国保税は、被保険者数の減少により3%減少しました。

歳出では、国保加入者の医療費を賄う保険給付費及び高額な医療費に備えるための共同事業拠出金が歳出の約8割を占めています。

1人当たりの保険給付費の推移



1人当たりの医療費は増加の一途

市の国保加入者は、人口減少や高齢化により減少しています。しかし、加入者数の減少の一方、1人当たりの医療費は年々増加しています。(※左グラフ参照)

平成27年度に認可された高額な新薬の影響が薄れ、保険給付費の総額は減少しましたが、1人当たりの保険給付費の支出額は平成27年度よりも増加しています。

今後も新たな特効薬や高額な治療方法が開発されることが予想され、保険給付費の増加が続くことが見込まれます。これは国全体の課題であり、国保制度の見直しが進められています。医療費の一部を負担するだけで医療機関を受診できる国保制度を維持するために、より一層の医療費の適正化や抑制が必要です。

加入者のみなさんには、医療機関の適正受診や健康維持に協力をお願いします。